

## 職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

令和3年10月18日  
山梨県人事委員会  
委員長 中島 琢雄

- 1 本日、本委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告するとともに、給与の改定について勧告を行いました。  
職員給与と民間給与を比較したところ、本年4月の月例給について、職員給与が民間給与を23円（0.01%）上回っているものの、公民較差が極めて小さいことから、改定は行わないことが適当と判断しました。  
特別給については、昨年を引き続き、職員の年間支給月数が民間の支給割合を0.15月分上回っていることから、その均衡を図るため、年間4.30月分に引き下げることが適当と判断しました。
- 2 このほか、獣医師の安定的な確保の必要があることから、他の都道府県の状況を考慮し、獣医師に対して初任給調整手当を支給することが適当と判断しました。
- 3 次に「公務運営に関する報告」では、有為な人材の確保・育成、能力・実績に基づく人事管理、働き方改革と勤務環境の整備、定年引上げ等の課題について言及しています。
- 4 また、職員の皆様にはコロナ禍において県民の安全・安心を確保するため、日々全力で職務を遂行されていることについて敬意を表します。  
引き続き、使命感と高い倫理観を持って、職務に精励されることを期待いたします。
- 5 本委員会の勧告は、職員の労働基本権の制約の代償措置として、職員の給与その他勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。  
県民の皆様におかれましては、この勧告の意義と、職員が行政の各分野において県政の発展と県民福祉の向上に努めていることについて、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。
- 6 おわりに、本日、職員の給与等に関する報告及び勧告を行うことができましたのは、本委員会が実施した給与実態調査に対する民間事業所の皆様の深い御理解と御協力の賜物であり、改めて心から感謝申し上げます。